

建設工事における最低制限価格の改正について（お知らせ）

本市では、低価格受注における工事品質の低下や技能労働者へのしわ寄せ防止などの観点から建設工事における最低制限価格を下記のとおり改正することとしましたので、お知らせします。

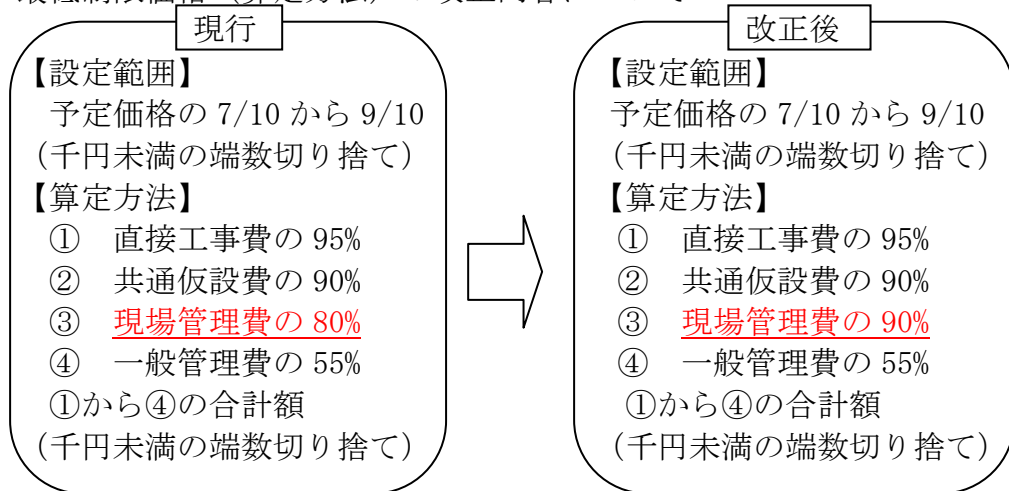
記

1 改正の趣旨

近年の低価格受注によるしわ寄せが技能労働者の賃金水準の低下や社会保険への未加入といった処遇悪化を招いており、今回の最低制限価格の見直しはこのような事態を改善するために行うものです。

各位におかれましては、この趣旨を十分にご理解いただき、下請業者も含めた技能労働者への適切な水準の賃金支払及び社会保険への加入について、対応をお願いいたします。

2 最低制限価格（算定方法）の改正内容について



上記の価格は全て税抜きとします。

3 対象案件について

設計金額が 1 3 0 万円を超える建設工事及び設計金額が 5 0 万円を超える工事系の委託（除草、剪定、浚渫等）を対象とします。

4 実施時期について

平成 28 年 10 月 1 日以降の入札公告及び指名案件から実施します。

5 茨木市最低制限価格設定要領 （平成 28 年 10 月 1 日実施）

別添のとおり

問い合わせ先
茨木市 契約検査課 契約係
電話 072(620)1613（直通）